

全柔連発第 21-1013 号
2022 年 1 月 24 日

都道府県柔道連盟（協会）
会長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
(公印省略)

中学生の試合における絞技の取り扱い並びに
国内における「少年大会特別規程」への反映について

拝啓 厳寒の候、時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、中学生大会等におきまして、絞技により絞められた選手が絞め落ちし痙攣するケース、あるいは蘇生中に頸椎損傷を起こすケースが報告されており、絞め落ちした選手の精神的・肉体的なダメージが大変懸念されるところであります。

そこで、本連盟では大会事業員会・審判委員会・強化委員会・医科学委員会・柔道事故総合対策委員会の各委員会で検討し、1月24日に開催した第7回臨時理事会にて、発育発達段階における事故防止の観点や柔道のマイナスのイメージを払しょくするため「少年大会特別規程」を添付の通り改定し、

中学生の試合においては、絞技を禁止とし、施した場合には「指導」とすることにしました。

この規程は2022年4月1日以降の大会から適用することといたします。

関係各団体におかれましては、以上の趣旨をご理解戴き、各団体関係者及び選手への啓発・ご周知をお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 国内における「少年大会特別規程」

【問い合わせ先】公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課 大塚・渡辺・寺下・時田
メール shinpan@judo.or.jp